



# 「市民が主役のまちづくり」 を進めよう

市では、留萌市自治基本条例に基づき、「市民が主役のまちづくり（市民自治）」を推進しています。

問 市・政策調整課 TEL 42-1809

## ◎自治とは？

市民一人ひとりがみんなの幸せな暮らしを願い、市政の方向を決定し、まちづくりに携わっていくことです。

## ◎留萌市自治基本条例とは？

留萌市自治基本条例は、平成18年12月に議会で議決され、19年4月1日に施行されました。市民による自治を理想として掲げる「自治の理念」や3つの基本原則「情報共有」「市民参加」「協働」などを定めています。

## ◎3つの基本原則

「情報共有」は、市民には「情報を探求する権利・知る権利」、市民には「情報を提供する義務」があり、自治に関する情報を互いに提供し合い共有することを原則としています。

「市民参加」は、市民は「市政に関心を持ち積極的に行動すること」、市は「市民が参加しやすい環境をつくること」を原則としています。

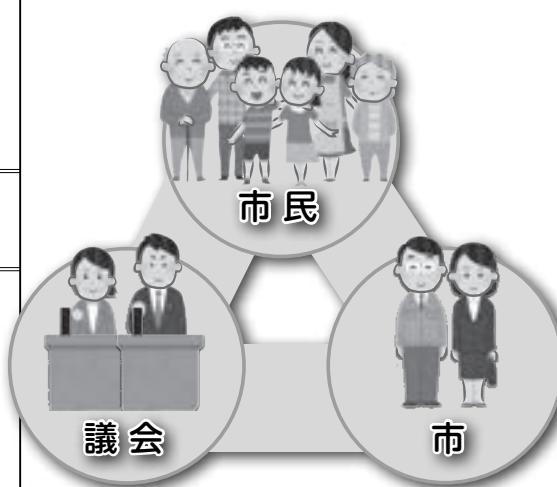
## みんなで進める まちづくり

### 【留萌市自治基本条例の特徴】

- ◎市民による自治を理想とした「自治の理念」を定めています。
- ◎自治の担い手として「市民」「議会」「市」それぞれの役割と責務を定めています。
- ◎基本原則「情報共有・市民参加・協働」を定めています。
- ◎市が仕事を進めるための「都市経営の考え方」を定めています。
- ◎世の中の変化に敏感に対応するため、条例が正しく実施されているかを定期的に確認し、条例を見直すことができるよう定めています。

## 「市民」「議会」「市」 それぞれの役割

市民	自治の主権者として、互いに尊重し、自治に参加します。自治の担い手としてコミュニティの役割と責務を認識し、コミュニティを守り育てるよう努めなければなりません。
議会	市の議決機関として、重要な政策を総合的な視点に立って審議し、意思決定します。
市	公正で誠実に仕事を進め、その内容や進め方を常に見直し、最小の経費で最大の効果を上げるよう努めなければなりません。 職員は、市民の立場に立ち、全力で職務に取り組まなければなりません。



# 自治に参加しましょう

▼「市民が主役のまちづくり」を進めるためには、市民の自治への参加が不可欠です。市民が自ら考え、行動する市民自治のためには「情報共有」が最も基本的な原則です。市民には、情報を受け取るだけでなく手に入れる「情報を求める権利・知る権利」があります。

市では、広報誌「広報るもい」の発行・配付や市ホームページなどを通じて皆さんに情報を発信しています。

また、市民がまちづくりの直接的な行動を取ることが「市民参加」の原則です。市民は市政に関心を持って積極的に行動し、市は皆さんが参加しやすい環境作りに努めています。



市が実施する「お茶の間トーク（出前トーク）」や広報誌「広報るもい」などを活用してまちの情報を集めることができます、自治に参加する際に役立ちます。



市主催の「クリーンアップ日本海」などの清掃活動へ積極的に参加しましょう。参加しやすい環境づくりを進めるためには、職場などの支援も必要です。



市が開催する「まちづくり懇談会」などでは、今後の市政運営に関する情報を得ることができますので、未来を見据えた活動が可能になります。



市と市民とが「対等・協力」という関係を築いていくことが大切です。市では、広路の環境美化などに取り組む環境美化パートナー制度を推進しています。

◎留萌市自治基本条例の全文は、市ホームページ  
(<https://www.e-rumoi.jp/>) でご覧いただけます。

◀自治基本条例のページへ



留萌市 政策調整課

検 索



これから時代は「市民が自治に参加する」から「市民が進める自治を行政機関が補う」へと変化していくことが大切です。積極的にまちづくりに参加しましょう。

市民が進める自治へ